

第4回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年4月20日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和5年4月20日(木) 午後2時00分～午後3時11分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員(17人) 会長：9番 関 閣夫 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 4. 欠席委員(1人) 14番 堀江 恒夫 5. 出席推進委員(0人) 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第252号)の承認について 日程第6 議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画(第253号)の承認について 日程第7 議案第6号 令和4年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について 日程第8 議案第7号 令和5年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美 8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和5年第4回総会を開会いたします。まずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(関)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、14番 堀江 恒夫 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。
会長(関)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。

事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議事規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は 17 番 黒須 明 委員、18 番 相吉澤 宏 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、3番 栗野 隆夫 委員をお願いいたします。
3 番 栗野 隆夫 委員	4月14日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親族。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、大根、ネギ、白菜、梅、柿、ブルーベリー。農業従事年数及び農業形態、約30年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター リース1台、バインダー リース1台。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、畑36a、●●●で所有。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、11 番 奥畑 智子 委員をお願いいたします。

11 番 奥畑 智子 委員	4月10日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ジャガイモ、ネギ、トマト他。農業従事年数及び農業形態、約55年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約0km、宅地の隣接地。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、畑16a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番について、18番 相吉澤 宏 委員をお願いいたします。
18 番 相吉澤 宏 委員	4月16日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人の状況となります。主たる経営作物、大豆、ジャガイモ、サツマイモを作付予定。農業従事経験、なし。農機具・家畜の保有状況、管理機1台、刈払機1台。取得地への通作距離、約1m。5年以上継続して耕作する旨の誓約書、あり。空き家と農地を同時に購入する売買契約書の写し、あり。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、那須烏山市 農地等の権利移動の制限に関する別段面積 及び 空き家に付属した農地の権利取得の取扱い基準の要件を満たし、農地法 第3条 第2項各号 には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書

(議長)	を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告の前に事務局より説明があるそうなので、お願いいたします。
事務局 (中山)	< 整理番号1について、令和5年4月19日付けで一部取下願出書の提出があり、同日付けで受理した旨を説明。取下げた土地は、●●●、●●●、●●●、●●●の4筆。 >
議長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、19番 塩野目 富夫 委員をお願いいたします。
19番 塩野目 富夫 委員	4月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が宅地・原野、西が山林、南が山林、北が宅地・雑種地。同意書、無。転用計画、転用事業者は、現在、特別養護老人ホームに入所しており、申請地の管理は親族に依頼していたが、労力不足のため休耕地状態となっている。地形は、主に山林と駐車場に囲まれ、進入路が狭いため耕作が困難である。今後の管理が困難なこと、また、山林に隣接していることもあり、雑木を植林して山林の機能を活かし有効利用することを計画し、申請に至った。転用面積、1,571㎡。転用目的、広葉樹の植林、ナラ500本。代替性検討、なし。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年5月10日から令和5年10月31日まで。その他 他法令等との関係等、青地の一部を払い下げ済、●●●外先。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
12番 小川 祥一 委員	取下げた4筆は誰か耕作しているのか、または、耕作する予定があるのか、そのあたりはどうですか。
19番 塩野目 富夫 委員	特に予定はないそうです。

議長	●●●地区担当 3番 栗野 隆夫 委員、何かありますか。
3番 栗野 隆夫 委員	特にありません。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、4番 仲澤 清一 委員をお願いいたします。
4番 仲澤 清一 委員	4月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が青地を挟んで山林、南が青地を挟んで山林、北が田。同意書、無。権利の移転、設定、使用貸借権の設定、許可日から20年間。転用計画、転用事業者は、現在、妻と子の3人で●●●の借家で生活しているが、子の成長により手狭になったことや、今後の両親の介護等を考慮し、実家の近くに新たな住宅の建築を計画したところ、申請地を借りることができるようになり、申請に至った。一部既にコンクリート敷きのため始末書有。転用面積、260㎡。転用目的、一般住宅 木造2階建 1階66.24㎡、2階58.79㎡。建築面積、67.61㎡。進入路、東側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年5月20日から令和5年10月31日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たす

(4番 仲澤 清一 委員)	と思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、18番 相吉澤 宏 委員をお願いいたします。
18番 相吉澤 宏 委員	4月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田、西が道を挟んで山林・田・墓地、南が道を挟んで畑、北が青地を挟んで畑。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、株式会社●●●を経営しており、工場が手狭になったため工場移転を計画し、申請地東側への工場新築に係る農地転用許可申請をしたところ、令和5年3月29日付けで許可を得たが、当該工場新築敷地内に道が存在するため、用途廃止申請を行い工場敷地西側へ道の付け替えを計画し、申請地所有者及び市都市建設課と協議したところ、申請地に付け替え道路を整備することになり、申請に至った。転用面積、245㎡。転用目的、道路4m幅。代替性検討、土地選定経過書あり。雨水排水、敷地内自然浸透及びU字溝による側溝への放流。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和5年12月25日まで。その他 他法令等との関係等、工場新築に係る土地利用に関する事前協議済、令和5年2月17日付。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。整理番号1番について、●●●地区担当 17番 黒須明 委員、何かありますか。
17番 黒須 明 委員	特にありません。
議長	整理番号2番について、●●●地区担当 3番 栗野 隆夫 委員、何かありますか。
3番 栗野 隆夫 委員	問題ないと思います。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。

議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第252号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画（第252号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第252号）については、新規8件、更新11件です。利用権の設定を受ける者10名、利用権を設定する者17名です。利用権の設定面積は、45,112 ㎡です。令和5年度累計は、45,112 ㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和5年4月28日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第252号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第252号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第253号）の承認について」 を議題といたします。

(議長)	議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	＜ 議案第5号 議案書の朗読 ＞
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画（第253号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「所有権の移転」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第253号）については、申請件数1件、1筆、面積1,479㎡です。令和5年度累計は、1,479㎡です。移転の内容及び移転を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和5年4月28日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 ＜ 質疑なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第253号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。 ＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第253号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第7 議案第6号 「令和4年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	＜ 議案第6号 議案書の朗読 ＞
議長	内容について、事務局から説明していただきます。

事務局長（相ヶ瀬）	< 活動実績報告について説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第6号 「令和4年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について」 は、質疑がないようですので、原報告書のとおり承認してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第7 議案第6号 「令和4年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について」 は、原報告書のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第8 議案第7号 「令和5年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第7号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局長（相ヶ瀬）	< 活動方針及び活動計画（案）について説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第7号 「令和5年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について」 は、質疑がないようですので、原案のとおり承認してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >

議長	異議なしと認め、日程第8 議案第7号 「令和5年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしましたので、（案）を削除願います。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 3時 11分 ） 上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和5年4月20日 議 長 17 番 18 番
-----------	--